

年金受給者専用定期預金「おもと（万年青）」

（平成30年10月1日現在）

| | |
|---------------|--|
| 1. 商品名（愛称） | ○年金受給者専用定期預金 愛称：「おもと（万年青）」 |
| 2. 販売対象 | ○取扱期間中に当金庫で公的年金・恩給をお受け取りいただいている方。 ●国民年金 ●厚生年金 ●船員年金 ●労災年金 ●広島県恩給 ●各種共済年金 ・国家公務員等共済年金 ・地方職員共済年金 ・公立学校共済年金 ・市町村職員共済年金 ・警察共済年金 ・私立学校教職員共済年金 ・日本鉄道共済年金 ・日本電信電話共済年金 ・日本たばこ産業共済年金 ・農林漁業団体職員共済年金 ●各種恩給 ・増加恩給 ・増加退隠料 ・普通扶助料 ・公務扶助料 ・増加非公死扶助料 ・普通遺族扶助料 ・公務遺族扶助料 ・非公死遺族扶助料 ・差額扶助料 ・通算遺族扶助料 ・疾病者遺族特別年金 ●援護年金 ●老齢福祉年金 ●国会議員互助年金 |
| 3. 取扱期間 | ○平成30年10月1日～平成31年3月31日 |
| 4. 期間 | ○1年 |
| 5. 預入 | |
| (1) 預入方法 | ○取扱期間内で一括預入 ○自動継続の取扱いも可能です。 |
| (2) 預入金額 | ○1円以上350万円以内（「年金予約定期」と合算で一人350万円以内） |
| (3) 預入単位 | ○1円単位 |
| 6. 払戻方法 | ○満期日以後に一括して払戻します。 |
| 7. 利息 | |
| (1) 適用金利 | ○固定金利 ○預入時の店頭表示利率に、以下の上乗せ金利を約定利率として満期日まで適用します。 ・スーパー定期（1年）の店頭表示利率 + 0.15%（年利） |
| (2) 利払方法 | ○満期日以後に一括して支払います。 |
| (3) 計算方法 | ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 |
| 8. 税金 | ○利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 |
| 9. 手数料 | _____ |
| 10. 付加できる特約事項 | ○マル優の取扱いができます。（平成14年度税制改正によりマル優制度が改組されております。マル優について、詳しくは得意先係または窓口へお問い合わせください。） ○「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。） |
| 11. 中途解約時の取扱い | ○満期日前に解約される場合は、お預け入れ期間に応じた以下の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。 ・6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50% |

| | |
|-------------------|--|
| 12. 自動継続の停止 | ○自動継続扱いであっても、満期日において本商品のお預け入れ資格を喪失されている場合、継続書替はできません。 |
| 13. 金利情報の入手方法 | ○金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 14. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| 15. その他参考となる事項 | <p>○この商品のお申し込みは、年金をお受け取りの店舗に限らせていただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p> |